新　旧　対　照　表　（本　文）

改　正　後	改　正　前
高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱	高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱
（交付金の交付申請） 第４条　市町村長は交付金の交付を受けようとするときは、第１号様式により交付申請書を知事に提出しなければならない。 ２　市町村長は、前項の規定による書類の提出に当たって、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 （１）協定書の写し及び実施計画書等の事業内容が分かるもの ただし、推進事務を実施する場合にあっては、第２号様式による推進事務実施計画書 （２）交付対象者にかかる納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書） ただし、県税の納税義務がない場合にあっては、その旨の申立書 （３）第３号様式による税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の補助事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書 （４）県実施要領に規定する別紙様式第１による「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】）チェックシート」 ただし、過去１年以内に当該交付対象者が他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写し （５）県実施要領に規定する別紙様式第２による「みどりチェック」チェックシート	（交付金の交付申請） 第４条　市町村長は交付金の交付を受けようとするときは、第１号様式により交付申請書を知事に提出しなければならない。 ２　市町村長は、前項の規定による書類の提出に当たって、交付対象者にかかる納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）並びに税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の補助事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（以下「誓約書兼同意書」という。）を添えて提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合にあっては、その旨の申立書を納税証明書に代えて提出しなければならない。 （新設） （新設）
（交付の条件） 第６条　交付金の交付の目的を達成するため、市町村長は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （１）から（３）まで（略） （４）補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。 （５）（略） （６）前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。 （７）補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。 （削除） （８）交付金の交付に際しては、交付対象者に対して、県税等の滞納がないことを確認しなければならないこと。 ２　市町村長は、交付金の交付に際しては、交付対象者に対して、以下に掲げる各号の条件を付さなければならない。 （１）交付対象者は、交付金の交付に際しては、前項第１号から第８号に準じるべきこと。	（交付の条件） 第６条　交付金の交付の目的を達成するため、市町村長は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （１）から（３）まで（略） （新設） （第12条第１項第２号から移行） （第12条第１項第３号から移行し、条文を修正） （新設） （４）市町村長は、交付対象者に対する交付金の交付に際しては、前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。 （５）市町村長は、交付金の交付に際しては、交付対象者に対して県税等の滞納がないことを確認しなければならないこと。 （第12条第１項、同項第１号・４～７号から移行し、条文を修正） （第１号）

（２）交付対象者は、交付金を申請するに当たり、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行わない旨を約した誓約書（別添１様式）を市町村長に提出すること。	（第４号）（第５号）
（３）交付対象者は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、交付対象者の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。	（第６号）
（４）交付対象者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、「契約に係る指名停止等に関する申立書」（別添２様式）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならないこと。	（第７号）
（県実施要領第２の２に移行）	（６）市町村長は、交付対象者に対して「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和３年２月26日付け２林政経第458号林野庁長官通知）」を踏まえた作業安全に関する取組を行うよう指導するものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】）チェックシート」を記入の上、交付金の申請にあたり市町村長に提出させるものとする。ただし、過去１年以内に当該交付対象者が他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの確認をもって、これに代えることができる。
（県実施要領第２の３に移行）	（７）市町村長は、交付対象者に対して国実施要領の別記様式第１号－１の「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」又は別記様式１号－２の「環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」を記入の上、交付金の申請及び事業完了の報告に当たり市町村長に提出させるものとする。
（県実施要領第２の４に移行）	（８）市町村長は、前号のうち事業完了の報告に当たり提出を受けたチェックシートの内容について、履行状況を確認するものとする。
（計画変更、中止又は廃止の承認） 第７条　市町村長は、規則第５条第１項第１号又は第３号の規定により知事の変更（中止・廃止）承認を受けようとする場合は、第４号様式による交付金変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。 ２（略）	（計画変更、中止又は廃止の承認） 第７条　市町村長は、規則第５条第１項第１号又は第３号の規定により知事の変更（中止・廃止）承認を受けようとする場合は、第２号様式による交付金変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。 ２（略）
（状況報告） 第８条　（削除）	（状況報告） 第８条　市町村長は、交付金の交付のあった年度の11月30日現在における遂行状況を知事に報告しなければならない。 ２　前項の規定による遂行状況の報告は、第３号様式により当該年度の12月20日までに知事に提出しなければならない。 ３　第１項による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村長に対して当該補助事業等の遂行状況について報告を求めることができる。
（削除） 知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村長に対して当該補助事業等の遂行状況について報告を求めることができる。	
（概算払） 第９条　市町村長は、交付金の概算払を請求しようとするときは、第５号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求ができるのは別表第１の地域活動に係る経費に限定するものとする。	（概算払） 第９条　市町村長は、交付金の概算払を請求しようとするときは、第４号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求ができるのは別表第１の地域活動に係る経費に限定するものとする。
（実績報告） 第10条　規則第11条第１項の交付事業等実績報告書の様式は、第６号様式によるものとし、交付事業の完了	（実績報告） 第10条　規則第11条第１項の交付事業等実績報告書の様式は、第５号様式によるものとし、交付事業の完了

の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の３月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。	の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
第11号（略）	第11条（略）
（第６条第２項に移行）	（交付金交付の際付すべき条件） 第12条　市町村長は、交付対象者に交付金を交付するときは、（５）に規定する誓約書の提出を確認した上で、次に掲げる条件を付さなければならない。 （１）　適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。 （２）　交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに１件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者等の承認を受けないで、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。 ただし、交付金事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者等による交付金の交付の決定をもって補助事業者等の承認を受けたものとすること。 ア　担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等を乗じた金額を納付すること。 イ　本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。 （３）　前号による補助事業者等の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者等に納付させることがあること。 （４）　交付金により財産を取得した交付対象者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。 （５）　交付対象者は、交付金の申請に当たり、（４）を約した「誓約書」（第７号様式）を添付しなければならない。 （６）　交付対象者は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付対象者の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。 （７）　交付対象者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、第６号様式による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
（第６条第１項第５号に移行）	
（第６条第２項第１号に移行） （第６条第１項第５号に移行）	
（第６条第１項第６号に移行）	
（第６条第２項第２号に移行）	
（第６条第２項第２号に移行）	
（第６条第２項第３号に移行）	
（第６条第２項第４号に移行）	
（グリーン購入） 第12条　（略）	（グリーン購入） 第13条　（略）
（県内発注） 第13条　補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。	（新設）

附　則

１　（略）

２　この要綱は、令和10年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第６条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附　則

（略）

附　則

１　（略）

２　（略）

附　則

（略）

附　則

（略）

附　則

（略）

附　則

（略）

附　則

（略）

附　則

この要綱は、令和８年　月　日から施行する。

別表第１（第３条関係）

区　　分		交　付　額
地域活動（対象行為）	森林経営計画作成促進	地域活動に要した額。ただし、県実施要領第２の別表第１の対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額以内。 （ア）経営委託　　交付単価 42,000円/ha （イ）共同計画等　交付単価 9,000円/ha （ウ）間伐促進　　交付単価 33,000円/ha （エ）不在村森林所有者加算（不在村森林所有者に対する合意形成活動を行った場合に(ア)に加算される額）。 交付単価 12,000円/ha
	森林境界の明確化	地域活動に要した額。ただし、県実施要領第２の別表第１の対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額以内。 （ア）地上法（簡易な測量） 交付単価 46,500円/ha （イ）地上法（精度の高い測量：性能の高い機器を用いて森林境界の測量及び基準点等と結合する測量） 交付単価 60,000円/ha （ウ）航測法（リモセンデータを活用した境界の測量） 交付単価 64,500円/ha

附　則

１　（略）

２　この要綱は、令和10年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第６条、第11条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附　則

（略）

附　則

１　（略）

２　（略）

附　則

（略）

附　則

（略）

附　則

（略）

附　則

（略）

附　則

（略）

（新設）

別表第１（第３条関係）

区　　分		交　付　額
地域活動（対象行為）	森林経営計画作成促進	地域活動に要した額。ただし、県実施要領第２の別表第１の対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額以内。 （ア）経営委託　　交付単価 28,500円/ha （イ）共同計画等　交付単価 6,000円/ha （ウ）間伐促進　　交付単価 22,500円/ha （エ）不在村森林所有者加算（不在村森林所有者に対する合意形成活動を行った場合に(ア)に加算される額）。 交付単価 10,500円/ha
	森林境界の明確化	地域活動に要した額。ただし、県実施要領第２の別表第１の対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額以内。 （ア）森林境界の測量 交付単価 33,750円/ha （イ）精度向上加算（性能の高い機器を用いて森林境界の測量を行った場合に（ア）に加算される額） 交付単価 7,500円/ha （ウ）リモセン加算（リモートセンシングデータを活用した森林境界の測量を行った場合に（ア）に加算される額） 交付単価 12,750円/ha

		（エ）不在村森林所有者加算（不在村森林所有者が現地立会を行った場合に（ア）から（ウ）に加算される額） 交付単価 12,000円/ha （オ）森林境界案の作成 交付単価 42,000円/ha
	森林所有者の探索	地域活動に要した額。ただし、県実施要領第２の別表第１の対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額以内。 森林所有者の探索　　交付単価 4,500円/ha
	森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	地域活動に要した額。ただし、県実施要領第２の別表第１の対象森林のうち積算基礎森林の面積（森林経営計画作成・森林境界の明確化に係る交付金の積算基礎森林とした森林面積）に交付単価を乗じて得た額以内。 交付単価 39,000円/ha
推進事務	（１）推進事務 （２）確認事務 （３）交付事務	地域活動に要した交付金の合計額に２パーセントを基準に、交付実績及び説明会の開催数や確認事務の実施量等を勘案し調整した額とする。

		（エ）不在村森林所有者加算（不在村森林所有者が現地立会を行った場合に（ア）に加算される額） 交付単価 9,750円/ha （オ）森林境界案の作成 交付単価 30,000円/ha
	森林所有者の探索	地域活動に要した額。ただし、県実施要領第２の別表第１の対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額以内。 森林所有者の探索　　交付単価 3,750円/ha
	森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	地域活動に要した額。ただし、県実施要領第２の別表第１の対象森林のうち積算基礎森林の面積（森林経営計画作成・森林境界の明確化に係る交付金の積算基礎森林とした森林面積）に交付単価を乗じて得た額以内。 交付単価 30,000円/ha
推進事務	（１）推進事務 （２）確認事務 （３）交付事務	地域活動に要した交付金の合計額に２パーセントを基準に、交付実績及び説明会の開催数や確認事務の実施量等を勘案し調整した額とする。

新　旧　対　照　表　（様　式）

改正後

別記第１号様式（第４条関係）

番　　号
令和　年　月　日

高知県知事　　様

市町村 長

令和　　年度高知県森林整備地域活動支援交付金交付申請書

令和　年度において事業を実施したいので、高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱第４条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１から４まで（略）

５　添付資料
（1）協定書の写し及び実施計画書等の事業内容が分かるもの
ただし、推進事務を実施する場合は、推進事務実施計画書（第２号様式）
（2）納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの
（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）
ただし、県税の納税義務がない場合は、その申立書
（3）税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の補助事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（第３号様式）
（4）「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】）チェックシート」（県実施要領別紙様式第１）
（5）「みどりチェック」チェックシート（県実施要領別紙様式第２）

別紙（別記第１号様式関係）
Ⅰ　森林整備地域活動支援交付金
１　事業計画書　（単位：ha、円）

区　分		積算基礎森林面積		交付額	交付額内訳			
					県交付金			市町村負担金
					国費	県費	小計	
森林経営計画作成促進	経営委託	実施面積						
		うち不在村加算面積						
	共同計画等	実施面積						
		うち不在村加算面積						
	間伐促進	実施面積						
		うち不在村加算面積						
	計	実施面積						
		うち不在村加算面積						
森林境界の明確化	（削）	（削）	（削）	（削）	（削）	（削）	（削）	（削）
		（削）	（削）					
		（削）	（削）					
		（削）	（削）					
		（削）	（削）					
	地上法（簡易な測量）	実施面積						
		うち不在村加算面積						
	地上法（精度の高い測量）	実施面積						
		うち不在村加算面積						

改正前

第１号様式（第４条関係）

番　　号
令和　年　月　日

高知県知事　　様

市町村 長

令和　　年度高知県森林整備地域活動支援交付金交付申請書

令和　年度において事業を実施したいので、高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱第４条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１から４まで（略）

（新設）

別紙１（第１号様式関係）
Ⅰ　森林整備地域活動支援交付金
１　事業計画書　（単位：ha、円）

区　分		積算基礎森林面積		交付額	交付額内訳			
					県交付金			市町村負担金
					国費	県費	小計	
森林経営計画作成促進	経営委託	実施面積						
		うち不在村加算面積						
	共同計画等	実施面積						
		うち不在村加算面積						
	間伐促進	実施面積						
		うち不在村加算面積						
	計	実施面積						
		うち不在村加算面積						
森林境界の明確化	森林境界の測量	実施面積						
		うち精度向上加算面積						
		うちリモセン加算面積						
		うち不在村加算面積						
		うち森林境界案の確定面積						
	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）					
	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）					

	航測法	リモセンデータを活用した測量	実施面積						
			うち不在村加算面積						
		森林境界案の確定	実施面積						
	森林境界案の作成		実施面積						
	計		実施面積						
			うち不在村加算面積						
森林所有者の探索			実施面積						
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	森林経営計画作成促進		実施面積						
	森林境界の明確化		実施面積						
	計		実施面積						
合　　計									

（注）　（削除）

1　「積算基礎森林面積」は、小数点以下第２位まで記入してください。

2　「森林経営計画作成促進」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第２の別表第１に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。

3　「森林境界の明確化」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第２の別表第１に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。

（削除）

２　収支予算

（１）

（略）

（２）支出の部

区　　分	予　算　額	備　　考
森林経営計画作成促進		
森林境界の明確化		
森林所有者の探索		
森林経営計画作成森林境界の明確化に向けた条件整備		
合　　計		

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

市町村長

Ⅱ　森林整備地域活動支援交付金（推進事務事業）

１　事業計画書

確認事務	交付事務	（削）	推進事務	
			地域説明会	その他
書類審査（件）	交付件数（件）	（削）	開催回数	

	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）	（新設）					
		（新設）	（新設）	（新設）					
	森林境界案の作成		実施面積						
	（新設）		（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
			（新設）	（新設）					
森林所有者の探索			実施面積						
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	森林経営計画作成促進		実施面積						
	森林境界の明確化		実施面積						
	計		実施面積						
合　　計			実施面積						

（注）１　協定書の写し及び実施計画書等の事業内容が分かるものを添付してください。

2　「積算基礎森林面積」は、小数点以下第２位まで記入してください。

3　「森林経営計画作成促進」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第２の別表第１に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。

4　「森林境界の明確化」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第２の別表第１に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。

5　納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）及び誓約書兼同意書(別紙2)の写しを添付してください。県税の納税義務がない者にあっては、その旨の申立書を納税証明書に代えて添付してください。

２　収支予算

（１）

（略）

（２）支出の部

区　　分	予　算　額	備　　考
（新設）		
（新設）		
（新設）		
（新設）		
合　　計		

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

市町村長

Ⅱ　森林整備地域活動支援交付金（推進事務事業）

１　事業計画書

確認事務	交付事務	確認事務	推進事務	
			地域説明会	その他
書類審査（件）	交付件数（件）		開催回数	

		（削）		

２から３まで（略）

別記第２号様式（第４条関係）

森林整備地域活動支援対策推進事務実施計画書

（市町村推進事務分）

１　森林整備地域活動支援対策推進事務実施計画の概要

別表記載のとおり。

２　推進計画

地域説明会の開催計画

開　催　時　期	説　明　内　容	備　考

２から３まで（略）

（県実施要領別紙様式第５から移動）

3　確認計画

(1)書類審査計画

①　「森林経営計画作成促進」に係るもの

協 定 数	審　査　件　数	備　考

②　「森林境界の明確化」に係るもの

協 定 数	審　査　件　数	備　考

③　「森林所有者の探索」に係るもの

協 定 数	審　査　件　数	備　考

④　「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

協定数	審査	協定者締結者数	審　査　件　数	備　考

（２）現地確認計画

確認の時期	確認体制	確認の方法	備　考

（注）１　確認の時期は、「○月末」等と記入する。

２　確認体制は、「職員○班体制により各団地を分担して確認」等と記入する。

３　確認の方法は、「現地調査」、「目視調査」等と記入する。

4　交付計画

（１）　「森林経営計画作成促進」に係る支払計画

支　払　先	交付対象面積	交　付　額	備　考

（２）「森林境界の明確化」に係る支払計画

支　払　先	交付対象面積	交　付　額	備　考

（３）「森林所有者の探索」に係る支払計画

支　払　先	交付対象面積	交　付　額	備　考

（４）「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係る支払計画

支　払　先	交付対象面積	交　付　額	備　考

別表（別記第２号様式関係）

実施計画概要

事業実施主体	区分	事業の内容	実施量	単価	推進事業費	負担区分			備　考
						国費	県費	市町村費	

（注）実施量には回数、件数、部数、人数等を記入する。

別記第３号様式（第４条関係）

（略）

別記第４号様式（第７条関係）

（略）

（削除）

別紙２（第１号様式関係）

（略）

第２号様式（第７条関係）

（略）

第３号様式（第８条関係）

番　　号
令和　年　月　日

高知県知事　　様

市町村長

令和　　年度高知県森林整備地域活動支援交付金遂行状況報告書

令和　年　月　日付け高知県指令　　第　　号で交付金の（変更）交付の決定通知がありました交付金について、高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱第８条第１項の規定により、別紙のとおり遂行状況を報告します。

（削除）

別紙（第３号様式関係）

Ⅰ　森林整備地域活動支援交付金

令和　年　月　日現在

区　　分	計画 交付額(A)　(円)	出来高 交付額(B)　(円)	進捗率(B/A) (%)	備考
森林経営計画作成促進				
森林境界の明確化				
森林所有者の探索				
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備				
合　　計				

（注）１　進捗率については、小数点第２位を四捨五入し、小数点第１位止めとしてください。

Ⅱ　森林整備地域活動支援交付金（推進事務事業）

令和　年　月　日現在

区　　分	計画　(A) (円)	出来高　(B) (円)	進捗率(B/A) (%)	備　　考
（１）確認事務費				
（２）交付事務費				
（３）推進事務費				
計				

（注）１「計画」欄は、第１号様式の交付申請書又は第２号様式の変更承認申請書の推進事務費に係る交付額を記入してください。
２「出来高」欄は、交付対象者が既に事務費として支払を完了している金額を記入してください。
３進捗率については、小数点第２位を四捨五入し、小数点第１位止めとしてください。

別記第５号様式（第９条関係）

（略）

別記第６号様式（第10条関係）

（略）

別紙（別記第６号様式関係）

１．積算基礎森林面積及び交付額

区　分		積算基礎森林面積		事業費 A=B+G	交付額 B=E+F	経費内訳				
						県交付金			市町村負担金 F	その他負担金 G
						交付金 C	県負担金 D	小計 E=C+D		
森林経営計画作成促進	経営委託	実施面積								
		合意が得られた面積								
		成果を提供した面積								
		うち不在村加算面積								
	共同計画等	実施面積								
		合意が得られた面積								
		成果を提供した面積								
		うち不在村加算面積								
	間伐促進	実施面積								
		合意が得られた面積								
		成果を提供した面積								
		うち不在村加算面積								

第４号様式（第９条関係）

（略）

第５号様式（第10条関係）

（略）

別紙（第５号様式関係）

１．積算基礎森林面積及び交付額

区　分		積算基礎森林面積		事業費 A=B+G	交付額 B=E+F	経費内訳				
						県交付金			市町村負担金 F	その他負担金 G
						交付金 C	県負担金 D	小計 E=C+D		
森林経営計画作成促進	経営委託	実施面積								
		合意が得られた面積								
		成果を提供した面積								
		うち不在村加算面積								
	共同計画等	実施面積								
		合意が得られた面積								
		成果を提供した面積								
		うち不在村加算面積								
	間伐促進	実施面積								
		合意が得られた面積								
		成果を提供した面積								
		うち不在村加算面積								

	計	実施面積									
		合意が得られた面積									
		成果を提供した面積									
		うち不在村加算面積									
森林境界の明確化	森林境界の測量	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
		（削除）	（削除）								
		（削除）	（削除）								
		（削除）	（削除）								
		（削除）	（削除）								
		地上法（簡易な測量）	実施面積								
			うち不在村加算面積								
		地上法（精度の高い測量）	実施面積								
			うち不在村加算面積								
		航測法 リモセンデータを活用した測量	実施面積								
			うち不在村加算面積								
		航測法 森林境界案の確定	実施面積								
	森林境界案の作成		実施面積								
	計		実施面積								
			うち不在村加算面積								
森林所有者の探索			実施面積								
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	森林経営計画作成促進		実施面積								
	森林境界の明確化		実施面積								
	計		実施面積								
合　　計											

（注）（略）

２から４まで　（略）

５．収支精算

（１）収入の部

区　　分	予　算　額	精　算　額	差　引　額	備考
県交付金				
うち推進事務事業費				
市町村費				
合　　計				

（２）支出の部

区　　分	予　算　額	精　算　額	差　引　額	備考
森林経営計画作成促進				
森林境界の明確化				
森林所有者の探索				
森林経営計画作成 森林境界の明確化 に向けた条件整備				

	計	実施面積									
		合意が得られた面積									
		成果を提供した面積									
		うち不在村加算面積									
森林境界の明確化	森林境界の測量	実施面積									
		うち精度向上加算面積									
		うちリモセン加算面積									
		うち不在村加算面積									
		うち森林境界案の確定面積									
		（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
			（新設）								
		（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
			（新設）								
		（新設） （新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
			（新設）								
			（新設）								
	森林境界案の作成		実施面積								
	（新設）		（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
			（新設）								
森林所有者の探索			実施面積								
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	森林経営計画作成促進		実施面積								
	森林境界の明確化		実施面積								
	計		実施面積								
合　　計											

（注）（略）

２から４まで　（略）

５．収支精算

（１）収入の部

区　　分	予　算　額	精　算　額	差引額	備考
県交付金				
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
市町村費				
合　　計				

（２）支出の部

区　　分	予　算　額	精　算　額	差引額	備考
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

推進事務				
合計				

別添１様式（第６条関係）

（略）

別添２様式（第６条関係）

（略）

（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

第７号様式（第12条関係）

（略）

第６号様式（第12条関係）

（略）